

ID: 211

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 青少年育成課

処分の概要	育成料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例 第6条第4項ただし書		
例 規 番 号	平成15年条例第27号		
【根拠条文】 (育成料の納付) 第6条 児童の保護者は、育成料を納付しなければならない。 2 育成料の額は、児童1人につき月額8,000円とする。ただし、次の各号に掲げる育成を希望する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を加算する。 (1) 土曜日の育成 児童1人につき月額1,600円 (2) 時間を延長しての育成 児童1人につき月額3,000円 3 前項の育成料の額は、月の中途において入会し、又は退会した場合も同額とする。 4 既納の育成料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日